

## 東京海区漁業調整委員会に対する申請等におけるはんこレス及びデジタル化の推進について

都政の構造改革を推進するため、令和3年10月9日に「DX推進に向けた5つのレス徹底方針」が策定されるとともに、『「DX推進に向けた5つのレス徹底方針」の基本的な考え方について（通知）』により、その取組の徹底について通知がありました。

これらを受け、東京海区漁業調整委員会に対する申請等においても、以下のとおり取り組みます。

### 5つのレス

- ①ペーパーレス ②FAXレス ③はんこレス ④キャッシュレス ⑤タッチレス

#### (1) はんこレスの取組・基本的考え方

- ・「押印廃止」と「デジタル化」により、はんこレスを実現する。
- ・これまで慣習的に求めてきた押印については、押印を不要とする。
- ・実印や契約印など本人確認等で必要な押印は、デジタル化により押印を不要とする。
- ・対外的に発出する通知等についても、事実の通知・回答や国・自治体宛てのものは公印省略とする。対内文書、都の機関に対する文書、対外文書のうち軽易な文書も公印省略となる。ただし、書面による処分通知等については引き続き押印するが、可能なものは電子署名等で代替していく。

#### (2) 東京海区漁業調整委員会に対する申請等における押印廃止等

- ①委員会指示に基づく漁業承認申請書、操業実績報告書の申請者印を廃止し、様式から「印」表示を削除（別紙のとおり）

※漁業承認書の公印は引き続き押印

- ②委員会開催通知等の公印の押印を省略

※①②とも令和3年4月1日から実施する。

#### (3) 手続のデジタル化を推進

都民・事業者が利用する各種手続について、利便性の向上のため、デジタル化を推進する。

このため、委員会が行う手続についても、今後、デジタル化を検討していきます。